

## 介護保険 訪問介護の適正な利用について

訪問介護とは、訪問介護員（ヘルパー）が要介護の方の居宅を訪問し、利用者が日常生活を送るために必要な入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（サービス）を提供します。

訪問介護の内容には、身体介護と生活援助がありますが、ヘルパーが介護保険サービス内のできるサービスと時間は決まっており、「できること」と「できないこと」があります。

身体介護、生活援助において、ヘルパーが「できること」・「できないこと」については、概ね次のとおりです。

### 身体介護

身体介護とは、利用者の身体に直接触れて行う介助で、入浴や排泄、食事、更衣、整容などの日常生活上必要な動作の自立を支援するためのサービスです。通院に車を利用する場合は、車への乗車・降車のための移動介助も含まれます。

介護の内容	できること	できないこと
移動・移乗	・移動介助 ・移乗介助	
食事	・食事介助 ・食事の見守り	
入浴	・入浴介助 ・清拭	
排泄	・排泄介助 ・オムツ交換	
更衣	・更衣介助	
整容	・洗面介助 ・整髪介助	・散髪
通院	・乗車介助 ・降車介助 ・病院内での具体的な自立生活支援のための見守り	・受診待ち時間中の付き添い ・利用者やヘルパーの自家用車を運転しての送迎

## 生活援助

生活援助は、調理、洗濯、掃除などの日常生活の援助を利用者本人に代わって行うサービスです。生活援助は、家事代行サービスではないため、利用者以外のためのサービスや日常生活に必要ないと判断されるサービスは提供できません。

介護の内容	できること	できないこと
調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な調理</li> <li>・食事の準備、後片付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者以外への調理</li> <li>・おせちなど行事用の調理</li> </ul>
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯(洗濯機、手洗い)</li> <li>・洗濯物を干す、取り入れ、収納</li> <li>・アイロンがけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者以外への洗濯～収納の一連業務、アイロンがけ</li> </ul>
掃除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内、トイレ、テーブルの上の掃除</li> <li>・ゴミ出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が使用していない部屋の掃除</li> <li>・庭木の手入れ、花木の水やり</li> <li>・ベランダの掃除</li> <li>・ペットの世話</li> <li>・窓ふき</li> <li>・換気扇の掃除</li> <li>・引っ越し準備や大荷物の移動</li> </ul>
買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常品の買い物(日常生活に最低限必要な品物の購入、日常生活圏内の近隣店舗)</li> <li>・日常生活必需品の代金支払い</li> <li>・薬の受け取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠くのデパートで購入</li> <li>・嗜好品の購入</li> <li>・来客用の買い物</li> <li>・お歳暮の購入</li> </ul>

外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院同行</li> <li>・公共サービスの申請</li> <li>・選挙および納税同行</li> <li>・日常生活品の買い物同行</li> <li>・生活資金引き出しのための金融機関同行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容院などへの同行</li> <li>・墓参り、法事等への同行</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服の整理</li> <li>・衣服の補修</li> <li>・利用者がいない状況でのシーツ交換</li> <li>・免許更新の付き添い</li> <li>・住民票の代行取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し相手</li> </ul>

## 介護サービスはケアプランに基づいて行われます。

訪問介護でヘルパーが提供できるサービスは、ケアマネジャーが利用者の状態・状況に合わせ必要なサービスの提供を計画した「ケアプラン」で決められています。ケアプランに位置付けられていないサービスは、提供することはできません。

そのため、ヘルパーは居宅で、利用者のニーズや利用者の状況の変化に応じ、提供しているサービス内容について、変更が必要なことがあればサービス担当責任者に相談・報告し、サービス担当責任者は、ケアマネジャーと連携をとることになります。